

令和3年12月15日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)	
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 副町長 財津勝記 教育長 野口敏雄 会計管理者 橋本真美 総務課長 矢動丸栄二 まち・ひと・しごと創生課 河上昌弘 財政課長 川原俊史 危機管理対策監 弥永正一 建設課長 高島真幸 産業課長兼 農業委員会事務局長 日高泰明 住民課長 扇智布由 健康福祉課長 江島朋子 税務課長 森園敦志 教育委員会事務局長 中島洋 生涯学習課長 小川成弘 文化課長 宗雲英則
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次 議会事務局主事 松田望

議事日程 令和3年12月15日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明
(議案第59号)
- 日程第2 議案審議
議案第52号 上峰町税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第53号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第54号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第55号 令和3年度上峰町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第6 議案第56号 令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第57号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について
- 日程第8 議案第58号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第59号 令和3年度上峰町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前9時30分 開議

○議長(中山五雄君)

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明

○議長(中山五雄君)

日程第1. 追加議案上程、提案理由の概要説明。

追加議案上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長(武廣勇平君)

追加議案の提案をさせていただきます。

議案第59号

令和3年度上峰町一般会計補正予算(第9号)

令和3年度上峰町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112,181千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,924,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月15日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上、1議案を追加提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より1議案が上程されました。

補足説明を求めます。補足説明はありませんか。

○財政課長（川原俊史君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第59号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第9号）につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

左のほうから款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の13. 国庫支出金、補正額112,181千円、計1,136,011千円、歳入合計、補正額112,181千円、計13,924,036千円。

次に、歳出でございます。3ページを御覧ください。

款の3. 民生費、補正額112,181千円、計1,693,989千円、歳出合計、補正額112,181千円、計13,924,036千円。

では、主な補正内容について御説明いたします。

補正予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の5. 民生費国庫補助金、節の2. 児童福祉費補助金、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金112,050千円は、子育て世帯への50千円の給付に係る補助金になります。詳細は歳出の項で改めて御説明いたします。

すぐ下段、同款、同項、同日、同節の子育て世帯臨時特別給付金事務費補助金131千円は、50千円の給付金の事務費に係る補助金になります。

事業費、事務費ともに全額国費での対応となります。

3、歳出、4ページをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の4. 子育て世帯臨時特別給付金費、節の10. 需用費及び節の11. 役務費は50千円給付に係る事務費となります。

節の18. 負担金、補助及び交付金112,050千円は、11月臨時議会において子育て世帯への

給付金100千円のうち、50千円給付については予算の議決をいただいております。残り50千円についてはクーポン券での対応予定でしたが、国の方針変更により現金給付が可能となったことから、さきに議決をいただいております50千円に併せて、追加で50千円を給付するものです。年内に100千円の給付を行う予定としております。

以上で議案第59号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第9号）の補足説明を終わります。

私のほうからは以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第52号

○議長（中山五雄君）

日程第2. 議案審議。

議案第52号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第52号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第53号

○議長（中山五雄君）

日程第3. 議案第53号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第53号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第54号

○議長（中山五雄君）

日程第4. 議案第54号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第54号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第55号

○議長（中山五雄君）

日程第5．議案第55号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第8号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（吉田 豊君）

予算書の5ページですね。

第2表 繰越明許が掲げておりますが、この空調の設備更新というのが、不具合がいつ解明したかについてお尋ねします。

○財政課長（川原俊史君）

不具合の発生時期ですが、一番最初に事象が確認できたのは9月ぐらいになります。そのときに冷媒ガスのほうを補充しまして冬のほうに備えましたけれども、その期間中に全て冷媒ガスが漏れているというような状況になりました。それが発覚したのが11月になります。今回、繰越明許費の設定をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい、この件についてはいいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

予算書10ページです。

款の3．民生費、項の2．児童福祉費、目の1．児童福祉総務費、これは国、県からの支出金で賄われておりますが、節18の負担金、補助及び交付金、説明欄、下から2段目、保育補助者雇上強化事業補助金についてなんです、現在、どこの保育園、幼稚園、また、こども園等も保育士の獲得というんでしょうか、保育士を雇うことにきゅうきゅうとしているという現場の声を聞きます。そのための施策の一つと想像されますが、具体的なこの事業について説明を願います。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の御質問でございます保育補助者雇上強化事業補助金についてでございます。

事業内容に関しましては、保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに必要な費用を補助するとされておまして、現在、現状としてコロナ感染症予防のために、毎日使われております玩具、小さな玩具等の消毒で保育士さんの負担が増加しているという現状がございます。それを補うために今年度中に補助者を増員されているところがたくさんございまして、その

経費の補助の要望を受けたものでございます。

それで、今回計上させていただきました経費の中で保育補助者5名分を計上させていただいております。補助割合としましては、国、県合わせまして8分の7、町が8分の1となっております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

これは、この補助金の額は、保育事業者より申請があったその人数分に応じた額ということで理解してよろしいでしょうか。

○住民課長（扇 智布由君）

議員御指摘のとおりでございます。各園こういった年度内に保育補助者を雇う予定もあられることを鑑みまして計上させていただいております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

これに町が8分の1負担ということですが、このコロナ禍において、保育のみならず、病院や介護施設、障害者施設、また、その他こういう、いわゆるケア事業と呼ばれるケアワーカーさんたちが働いている事業者も、同様のそういう消毒等も含めたコロナ感染対策の作業というのは増えていることと思いますが、それらに対して町としては何かしらこのような補助を考えているということはないですか。町長にお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

この施策を中心に課題の解決を図っていき、様々なその他の問題が出た場合はそれぞれ対処していくということになると思います。

○2番（大川徹也君）

課題が出ればということではありますが、これはそういう業界の団体、もしくは事業者のほうからそういう相談等があった場合に対応していくというようなスタンスでよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

様々な事案を勘案して施策を講じていくつもりでございます。

○2番（大川徹也君）

様々な事案を勘案して施策を講じていくということは、そういったこと、こういう業界全般に対して、ケア事業の業界全般に対して、そういう今回の保育補助者雇上強化事業補助のような考えを持っているということで理解してよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

特定の団体、業界の範囲ではなく、今講じているコロナ対策、様々な施策等を通じて、施策の効果を見ながら、それぞれに問題が出てきたら、都度都度、適宜考えていくということ

を申し上げております。

○2番（大川徹也君）

コロナ対策ということで、いわゆるケアのみならず、お客様がいらっしゃる場所、直接対応する場所、飲食店もそうでありますね。そういったことも含めて考えるということでしょうけれども、大きく、また、はっきりしたそういう施策を考えられるのかどうかというところを今の答弁では分かりませんが、この質問についてはこれで終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

4ページ、国庫支出金の中ほどですが、5番の民生費国庫補助金で、説明の欄に子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当システム改修）ということで説明を受けておりますが、今日の追加議案で、誠に結構なことだというふうに判断しておりますが、この18歳未満の100千円給付については大半が児童手当のシステムを活用した支給になるというふうに報道でも聞いておりますが、その支給には影響ないのかどうか。改修がいつ終わって、何らこの100千円の支給には問題ありませんということなのか、それについてお尋ねをします。

○住民課長（扇 智布由君）

予算書4ページの中ほどでございます子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当システム改修）の件でございますが、こちらに関しましては児童手当制度の改正に伴う改修でございます。令和4年10月支給分から特例給付の見直しを実施される予定でございます。そちらの準備が円滑にできるよう令和3年にシステム改修実施分について補助対象とされた分でございます。今回の臨時特別給付金に関しましては、こちらのほうは特に差し支えないものと思っております。

以上でございます。（「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

説明の13ページをお願いします。

土木費の河川総務費の委託料で準用河川雑草伐採等業務委託料が上がっていますが、これの場所をもう一回教えてください。

○建設課長（高島真幸君）

こちらにつきましては、現在、町管理の河川につきましてはしゅんせつ工事等を実施しております。しゅんせつ工事同様、河川等維持管理として、町内の河川敷の雑草や樹木の伐採等を行う予定にしています。

場所については一応、切通地区とか大字堤地区のほうを想定しております。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○8番（大川隆城君）

続きまして、同じく13ページの、今度は教育費の目の6. 施設整備費のところ、工事請負費で小学校複合遊具改修工事、これの説明をちょっとお願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

13ページの小学校複合遊具改修工事1,738千円、こちらの御説明をとということであるかと思えます。

こちらのほう、岡山県の保育施設の2歳の園児が遊具の隙間に首が挟まった状態で見つかり、意識不明の重体となった遊具事故を受けまして、定期診断、安全基準診断を、適合しているかどうかの観点から診断いたしました。結果、小学校複合遊具施設——アスレチックです——に同様な危険箇所が指摘され、落下防止柵、格子パイプを頭部や胴体が挟み込み発生しない構造とするなど危険箇所を改善するものです。

以上です。

○8番（大川隆城君）

アスレチックのところですね。私が小学校の遊具を見たときに、正門から入ってきて運動場へ入り口のところにブランコとシーソー、あれなんかもちょっと大分老朽化しているかなという感じがするものだから、あの辺の改修も必要じゃなかろうかというふうにちょっと思ったりして、これも入るとるとかなと思いつながらお聞きしていたんですが、今言うシーソーとかなんとかの関係は大丈夫ですかね。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

毎年度、劣化診断、日常点検のほうは行っております。シーソーのほうは診断の結果は大丈夫という形で聞き及んでおります。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○8番（大川隆城君）

続いて、その下ですが、小学校特別支援学級間仕切設置工事が上がっておりますが、これは次年度を見越してということでありましようが、その関係、また、大体が増加傾向にあるということは前々からお聞きしてはいたけれども、来年度がどれくらい増えるかというのは発表はできますかね。よかったら教えてください。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

小学校特別支援学級間仕切設置工事の案件につきましての質問かと思えます。

どれくらい増えるかということでもあります。今クラスが、知的クラスが2クラス、情緒クラスが7クラス、9クラスでございます。それに加えて、知的クラスが2クラス、情緒クラスが8クラス、10クラスになります。その1クラス分の間仕切り設置工事になります。

予定的になんですけれども、見込みなんですけれども、55名ほどになります。来年度です

ね。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

12ページの農業振興費のところでお尋ねしたいと思います。

18節の負担金、補助金で一番下のほうに農業用機械等被災者支援事業費補助金450千円ということで上がっておりますが、どういうふうな被災に対して補助金を出すという、要綱の中身をお願いしたいのが1つと、実際この450千円をどういうふうな被災者に対して補助金を交付されるのかについてお尋ねをします。

○産業課長（日高泰明君）

御質問の内容でございますが、まず、佐賀県農業用機械等被災者支援事業としまして、さきの令和3年8月の豪雨の水災害により被害を受けた農業用機械・施設の復旧を支援するような内容でございます。この機械が、水没し使用ができなくなった農業用機械の修理につきまして補助対象として支援するものでございます。

上峰町内におきましては、農業用機械で水被害により使用できなくなった旨の連絡がございまして、それを対象としまして補助するもので、被災した農業用機械の修理にかかる費用を県費の10分の3と町費を合わせて2分の1を補助するような計画でございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

水没した農業用機械を修繕で回復できるかなというふうにちょっと思うんですけどもう少し具体的に教えてください。

○産業課長（日高泰明君）

すみません、言葉足らずでございました。

農業用機械の再取得を含むところでございまして、この機械の修理、また、再取得を含む内容で、営農を再開するための施設の復旧につきまして補助金を交付し、補助金の交付対象とするものでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

課長、一番最初は修繕費と言うて、今度、最後は再取得で購入に対する補助金、全然説明のあれがなっとらんじゃなかですか。議員ば愚弄するつもりですか、あんたは。修繕と再取得と購入は全然違おうもん。最初から再取得なら再取得で説明ばせんですか。

以上で終わります。質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（鈴木千春君）

予算説明書の12ページの款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の3. 農業振興費、節の18. 負担金、補助及び交付金、説明の営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業費補助金なのですが、これ佐賀県の佐賀県営農再開と同じ名前の補助金の要綱を今見ているんですが、対象の作物が稲、大豆、野菜、花卉、果樹、お茶というふうに書いてあって、その内容を見ると、野菜のところは「被災した野菜の再定植等に必要となる生産資材（種子、種苗、マルチ等の一年限りの消費財に限る）の購入に要する経費」と書いてあるんですが、ここに書いてあるということはその認識でいいのかということと、あと、もしこの予算が可決されたら、要綱を作成して情報発信されていくと思うんですけども、その時期がいつになるのか、この2点をお伺いしてもよろしいでしょうか。お願いします。

○産業課長（日高泰明君）

上峰町内におきましては、被災の連絡がっておりますアスパラガス、イチゴ、ミカンの消毒剤、また、肥料についての補助を考えておるところでございます。もちろん県営の事業でございますので、この予算議決いたしましたら、速やかに町での交付要綱を定め、施行するような計画でございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

先ほど同僚議員からの問いで、農業用機械等被災者支援事業費補助金、ページの12ですね。その中で修理、再取得ということで説明されましたけど、この修理について、修理済みのものもこの補助対象となるかどうかの確認をしたいんですけど、よろしいですか。

○産業課長（日高泰明君）

現在予算計上してある内容につきましても修理済みでございます。修理の連絡がいただいているところでのうちのほうに申請をいただいているところでの予算措置でございます。農業用機械・施設の再取得、再建、修繕に係る費用について補助するような内容でございますが、現在計上しておりますのも既に修理済みのところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

15ページの教育費の目の2. 体育施設費で修繕料（スポーツ施設等）ということで上がっていますが、これをちょっと説明ください。

○生涯学習課長（小川成弘君）

体育施設費の修繕の内容でございますが、体育センターに設置しておりますバスケットボールゴールリンクの器具の破損により、ゴールを出し入れする際に安定させる支えが外れており揺れが生じるため、揺れを解消し、安全性を確保するために修繕費を計上しております。

また、体育センターの天井部分の照明器具につきましても、自動昇降装置によりランプを取り替えています。1か所は天井まで上がり切らずにつり下がった状態、3か所は上がったり下がったりすることができない状態になっているため、足場を組んで修繕を行うということで計上しております。

また、体育センターの女子トイレの手洗い蛇口の2か所につきましても、今水が出ない状態となっておりますので、修理費用を計上しているところでございます。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○4番（吉田 豊君）

先ほどの同僚議員の質問で、ちょっと私自身納得いかん答弁がありました。修理済みの機械に補助金を出すというのは、8月の豪雨で被災したという証明はどのような形で証明をしてもらって認定したのかについてお尋ねをします。

○産業課長（日高泰明君）

被災の報告を受けまして、災害で壊れましたところの修繕、今回の場合は修繕でございますが、修繕に係る見積書、また、見積りいただいて修理終わった旨の領収証、そういったものの添付で佐賀県のほうにももちろん情報収集され、申請するような内容で認められたものにつきまして、被害報告の内容で認められたものにつきまして町のほうでも支援に取り組むような内容でございます。

○4番（吉田 豊君）

どういう機械がどういうふうな状態で水没したかについてお尋ねします。

○産業課長（日高泰明君）

連絡がっておりますのは、お米の乾燥機が水没し、機能しなくなった旨の連絡でございます。その修理の見積りを取得され、もちろん米の乾燥までに早急に修繕をされたような内容でございます。

○4番（吉田 豊君）

乾燥機が水没したということは、モーターか何かが水につかって使えなくなったんですか。普通、箱型のテンパリング乾燥機だったら、水に水没しても、水が引いて乾燥させたら別に問題ないと思うんですけれどももう少し具体的に説明をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

乾燥機の電気関係のところでございますが、詳細につきましては私も見積りの内容等での確認と本人からお聞きした内容でございますが、修理が電気設備のところには修繕を頼まれてありまして、この乾燥させますような電気によります受電の基盤辺りの修理になっているかなと思うところがございます。

○4番（吉田 豊君）

基盤の修理というならば、何も水害じゃなくて、それは経年劣化による基盤の傷みじゃないかというふうにも思われますが、確実に今回の水害でその分が傷んだという、どがん言うぎよかですか、普通は水が引いて乾燥したら基盤は元に戻るですもんね。だから、ちょっとどういうふうに聞いていいかも分かりませんが、それは購入してから何年ぐらい経過した乾燥機なんですか。

○産業課長（日高泰明君）

購入後の経過年数につきましては、今的確な数字を持っておりませんが、6年、そのくらい、長く使っていたらという、そのぐらいの使用期間ではなかったかなと思うところがございます。水没によりまして電源が入らなくなったというようなところの内容で聞いております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

まあいいでしょう。ちょっと私もあんまり電気系統詳しくないので。

次の質問をさせていただきます。

16ページの災害復旧関係ですが、公共施設災害復旧で14,555千円の予算計上になっております。災害復旧であれば、常に監査のときも注意をしていますが、予備費を使ってでも災害復旧はしなければいけませんよということで申し上げているんですけども、これだけの猶予ができるということは、場所を、それと何か所か、それについて説明をお願いします。

○建設課長（高島真幸君）

災害復旧事業について御説明させていただきます。

こちらのほうにつきましては、一部予備費で採用した箇所もございますが、今回補正予算で上げている分のみ御説明のほうをさせていただきます。

款の11、項の1、目の1. 農林施設災害復旧費のほうでございます。こちらのほうにつきましては、下坊所・中村地区の水路と、中村・下坊所地区の水路及び屋形原地区の農業用水路と江迎地区の水路、九丁分地区の水路の5か所を上げております。

以上でございます。（「違うやろう。公共災て……」と呼ぶ者あり）

ああ、そうですか。失礼いたしました。公共災害につきましては、すみません、目の1のほうでございます。すみません。項の2のほうでございます。こちらのほうにつきましては、

鳥越川の護岸崩壊箇所が5か所、それと鎮西山内の道路が2か所、鎮西山内の園路が1か所になっております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

今説明では、鳥越川の護岸が崩壊とか鎮西山の中の道路が崩れたとかいう説明だったと思うんですが、これだけ余裕を持って今から工事発注しても、鎮西山登山とか、そういう鳥越川の雨に対する河川の流れというのは支障がないから今になったということで考えていいんでしょうか。

○建設課長（高島真幸君）

鳥越川の護岸崩壊につきましては10月25日に災害査定のほうがございまして、鎮西山内の園路につきましては12月23日に災害査定の手配がございまして、こちらをもちまして災害復旧の工事に入りたいと思っております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

今説明で10月23日に災害査定の手配、もう終わってっじゃないですか。

○建設課長（高島真幸君）

再度繰り返します。

鳥越川については10月25日に災害査定が終わっております。都市公園になります鎮西山いこいの森が今月の23日の予定でございます。（「12の23」と呼ぶ者あり）はい。

以上でございます。（「10月23日と聞こえたけん。結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

7ページをお願いします。

7ページの総務費の目の5. 防犯対策費の節の14で工事請負費の防犯灯設置工事関係が上がっていますが、今回の予算ではどこに設置する分でしょうか。

○総務課長（矢動丸栄二君）

三上地区のほうから要望があつてのことになります。すみません。具体的にはちょっと場所は把握していません。三上地区になります。

○議長（中山五雄君）

いいですか。

○8番（大川隆城君）

次に9ページをお願いします。

9ページの民生費の目の1. 社会福祉総務費の中で節の18. 負担金、補助のところ、原

爆被爆者団体協議会補助が減額になっていますが、今までこの関係、減額は初めてかなという思いがしていますが、それはどういう理由でしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

9 ページ、3 の 1 の 1 の 18 の負担金、補助及び交付金の原爆被爆者団体協議会補助金の減額の分でございます。

鳥栖三養基地区の被団協のほうから令和 2 年度をもって団体の活動を中止するという依頼がございました。内容については、会員の皆様が高齢になり活動を続けることが困難であるという申出がございまして、それに伴いまして減額の補正をさせていただいております。

以上でございます。

○8 番（大川隆城君）

理由は分かりました。ただ、町内にもまだ該当される方いらっしゃるわけですね。何人さんかちょっとよく存じ上げませんが。

じゃ、その方々に対しての今後の取扱いと言ったら失礼ですね、対応の仕方はどんなふうになるものでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

現在、登録の方が 10 名いらっしゃいました。この方たちについては、この補助金といいますが鳥栖三養基地区の被団協についての補助金でございまして、県団体の被団協のほうに加入はされておりますので、そちら全体としての活動になられるかと思っております。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○5 番（田中静雄君）

先ほど同僚の議員さんのほうから質問がありましたけれども、防犯灯新設取替等工事、これはもちろん答弁では三上地区ということでは言われました。非常に私もありがたいと思っています。

それで、何か所ぐらい替えられるんですかね。

○総務課長（矢動丸栄二君）

まず、新設のポールを立てることになりますので、そこで 1 か所、あと、電柱のほうに新たにつけるのが 2 か所、計 3 か所の予定をしております。

○5 番（田中静雄君）

ありがとうございます。実は私も三上ですけれども、三上地区は住宅がかなり立て込んでまいりました。それで、そこの住民の方からも、暗いから外灯をつけてくれということで直接私のところに、もちろん区長さんが多いと思いますけど、言ってこられます。私が取り次いで行政方のほうに言うわけにはいきませんから、区長さんに相談してくださいということ

をいつも言います。私も言われたから私も区長さんには言いますけれども、直接区長さんに言ってくださいと言いますけれども、最近、家の外壁というんですかね、いい悪いとかは言っていません、黒っぽい家が多くなりまして、今までは明るかったんだけど、建ったおかげで何か、夜行きますとね、私が行っても、ああ、恐ろしいなという感じがします。それから、黒っぽい家がいかにとかいいとか言うたらちょっと語弊がありますので、これはどうしようもないんですけれども。

要望があった方には私は、まずは自分のところの玄関の外灯をつけてくれんねと、絶対電球がついとんやから、つけてくださいよということはいつも言うんですけれども、なかなかつけてくれないですね。そいけん、何年前か知らんけれども、忘れましてけれども、各家庭で、財政が苦しいときだったと思いますけれども、防犯灯、その家庭家庭で守ってもらうよという運動で、外灯をつけるように運動をされたことがあると思いますけど、今はさっぱりないですもんね、そういう運動というのがね。そういう運動もこれからやらないかと、とてもやないけど費用がかなりかかってくるんじゃないかなと自分で思っていますので、その辺で私の考え方も述べさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（原田 希君）

15ページの一番下です。

学校給食費の調理機器等の修繕料300千円、この内容について説明をお願いします。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

15ページの学校給食費、修繕料（調理機器等）300千円のほうを上げさせていただいております。

調理機器のほうが経年劣化のほうでかなり古くなってきている分もありますので、調理機器ですね、ざる置場とか、そういったものも修理いたします。それと、あと大きいものと言いますと、カート等ですね、ワゴン車等、そういったものの修理等を見込んでおります。

以上です。

○6番（原田 希君）

調理機器等がかなり古くなってきているものがあるということで、それを一応修繕料となっているので、修理ということだと、例えば、最近は全然聞かないんですけど、異物の混入につながったりしないのかなとちょっと思うんですよ。古くなって何かそういう機材が何か剥がれたり、ねじとかが入り込んだりとかいうちょっと心配がありますので、であれば、きちっと新しいやつにしたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

ありがとうございます。今修理できるものは今修理していつている状況です。もう修理できなくて、経年劣化が、もう駄目なものは新しいものの備品購入という形でしております。

もちろん異物混入に対しましては、もちろんボルトとか、剥がれ落ちたものとか、そういったのに対しては注意をして、細心の注意を行って調理をしております。

以上です。

○6番（原田 希君）

実際その現場を私見たことないので、ちょっとこの内容からのイメージでいくと、じゃ、極端な話ですよ、ぼろぼろの鍋を何とか修理しながらみたいな、そういうことは恐らくないと思いますけど、そういうイメージで今ちょっと質問させていただきましたので、これまでに上にそういった混入等がないように、安全・安心に努めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

予算書10ページです。

款3. 民生費、項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉総務費、節12. 委託料、放課後児童健全育成事業委託料1,200千円ですが、これは放課後児童、サービスを受ける児童が増えた分に対しての補正予算だと思うんですが、これは何名分増えたということでしょうか。

○住民課長（扇 智布由君）

予算書10ページの放課後児童健全育成事業委託料1,200千円の件でございますけれども、こちらは新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要なマスク、消毒液、備品購入等の経費に係る補助を保育施設等と同様に補助金として予算組みをしておりましたが、放課後児童クラブに関しましては委託費に含めたところでの支払いとすることとしたため、説明欄の2つ下でございます節の18. 負担金、補助及び交付金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対策事業補助金を減額し、予算の組替えを行うものでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

新型コロナウイルス感染症対策に要する消毒液剤、また、マスク等のいわゆる物品に対する補助ということですね。

それで、最近佐賀県内でも感染者数が何十日と発生していない状況で大変落ち着いている状況でよろしいことなんですが、子供たちが多数利用していると思います。

現在、これは関連質問ですが、放課後児童の旧上峰幼稚園跡で事業を実施していると思いますが、定員が何名で、それに対して現在の1日の利用者が何名ぐらいあるか教えてください。

い。

○住民課長（扇 智布由君）

こちらの定員が120定員だったかと思えます。すみません、ちょっとはっきりした数字を今覚えていなくて申し訳ございません。

現在の登録が、平常時が現在92名登録をしております、この人数が毎日来られている、利用されているわけではないと思っております、これの半数以上は毎日来られているのかなというところでございます。

また、冬休みの申込みを現在受付を締め切っておりますが、57名の受付をいたしております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

かなり多い数であります。いわゆる3密になりやすいような状況にあります。事業者のほうも感染症対策を重々していることと思えますけれども、実際事業者のほうからこういう物品等の補助等以外に何かしら御要望が上がっていることってありますか。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の御質問でございますが、現在のところそういった御要望は受けてございません。

以上でございます。（「よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第55号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第56号

○議長（中山五雄君）

日程第6．議案第56号 令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（吉田 豊君）

説明書の5ページ、保険給付費の18節、負担金、補助及び交付金で74,215千円の予算計上ですが、説明の折に、心疾患に対する手当ということでございますが、どういう心疾患が、病名といいますか、どういう心疾患が発生してきたのかについてお尋ねをします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

5ページの一般被保険者の療養給付費負担金の補正の部分でございます。

心疾患の主なものとして、高額なものが心筋梗塞でございます。あと、不整脈等がございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

いいですか。

○4番（吉田 豊君）

この病名は以前からあったんであって、心疾患、この給付対象が新しい疾患として認定されてこれが項目として上がってくるわけですか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

新たな疾患として上がってきたものではなく、心筋梗塞や不整脈等の疾病により治療されたり入院された方についての給付費が増加しているということでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

いや、予算説明のときに、あなたの説明が心疾患と言うたけん、ここに心疾患と書いたわけですよ。そいけん、今聞いた心筋梗塞なり不整脈というのは昔からあった病気であって、医療費の増になったからその不足分を補うために予算要求したということであれば理解できるんですけど、新しく心疾患として国保の対象に認定された病気が何か出たのかなと勘違いしたもんだから聞いてみたんです。

○健康福祉課長（江島朋子君）

すみません、ちょっと説明不足な点がございました。

今説明をさせていただきました心筋梗塞や不整脈等を総称して心疾患というような言い方をするものですから、心臓関係の疾患と考えていただいてもいいかと思えます。

以上でございます。（「それは失礼しました。結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第56号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第57号

○議長（中山五雄君）

日程第7. 議案第57号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第57号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第58号

○議長（中山五雄君）

日程第8．議案第58号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（吉田 豊君）

この委員の選任の在り方についてちょっとお尋ねをしますが、前任者の任期がいつまでだったのかについて、まず最初にお尋ねしたいと思います。

○総務課長（矢動丸栄二君）

まず、固定資産の評価委員ですけれども、今回、石川さんの任期ですけれども、今現在も固定資産評価審査委員としてなられております。任期としましては平成30年12月の21日から令和3年12月の20日までとなっております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

現在在職中の方の再任ということで、何で追加議案に出てくるかということですよ。

○町長（武廣勇平君）

御本人、老人クラブの事務局長を兼務されておられましたけれども、このたび辞められまして、この固定資産評価委員についても継続することについて消極的な御意見を持っておられました。私もお会いしながら協議をしたところでございます。

○4番（吉田 豊君）

今の町長では、本人さんが消極的で、辞められるような意見があったということなんですが、通常の種類委員会なり役員の任期の把握は関係課で掌握しておると思うんですが、最終的には総務課長が全ての各種委員とか役員の任期は把握していると思うんですね。だから、もう少し早く取り組めば追加議案じゃなくて定例議会の普通の提案で間に合うものが、追加として出たのでちょっと質問しているわけなんですが、役員さんの任期についてはもう少し主管課長並びに総務課長は任期を把握して、追加議案じゃなくて普通の議会に提案するような体制じゃないと、前回は何か追加議案で委員の選任なりが出てきたんですね、もう少しやっぱり職務に緊張感を持って対応していただきたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

同僚議員からもありましたけれども、私のほうは、この固定資産評価審査委員会委員の選任について選任基準及び選任の手続の流れを伺います。

○総務課長（矢動丸栄二君）

まず、選任の基準になりますけれども、この固定資産評価審査委員会の委員としては、当該上峰町の住民と市町村税の納税の義務がある者、または固定資産評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村議会の同意を得て市町村長が選任する者ということの中で、今回選任の候補者を挙げているところでございます。

○議長（中山五雄君）

いいですか、大川議員。（「手続の流れまで質問していたんですが」と呼ぶ者あり）挙手をしてください。

○2番（大川徹也君）

選任基準については今説明を受けました。選任の手続の流れまで一緒にちょっと質問をしていたんですが、一問一答ということで、基本がですね、ちょっと1個ずつまた質問していきます。

この中で、上峰町に住民票がある住民であるということや、税金をしっかりと納めている方とか、最後に、学識経験がある者ということで、その学識経験というのが幅広いかなと思うんですが、どの範囲をこの学識経験ありと認めますか。

○町長（武廣勇平君）

どの範囲と限定するべきものなのか、してよいものなのか分かりませんが、今回の事案については行政経験を学識経験とみなしております。

○2番（大川徹也君）

行政経験以外に学識経験をどのようなものと捉えますか。

○町長（武廣勇平君）

それは今回の事案についてのお尋ねではないですね。一般論としてであれば（「関連です」と呼ぶ者あり）今回の事案。（「関連。これに関連です」と呼ぶ者あり）関連。

この件については行政経験を学識経験とみなしておりますが、それ以外の学識経験ということでいいますと、所長の経験をされておられると。担当の経験もされておられる。幅広い役職についての経験、行政内での経験というものを有識者とみなして提案を差し上げております。

○2番（大川徹也君）

今回の石川さんの具体的な行政経験について、今、町長が述べましたが、関連の一般的な話ですね。一般論です。一般論というか、固定資産評価審査委員として選任をするために、こういう学識経験、3つの中の1つの条件として学識経験が必要と。そして、今回の石川さんの場合は行政経験だったと。ただ、行政経験以外の方も学識経験としてみなされる場合もあると思うので、行政以外ではこういった経験を学識経験と考えるのか、お伺いします。

○町長（武廣勇平君）

今ネット上で調べました。学識経験とは、ある専門の分野の学問的業績に対し、相当程度

以上の評価を得、かつ社会的にも見識を認められるような経験豊かな人のことと書いてあります。そのとおりであると思います。

○2番（大川徹也君）

それは、ちょっとすみませんがね、私の質問の答えになっていません。

そうすると、今回、今のところ、行政経験を基本的に学識経験とみなして行政経験者だけしているわけじゃないと思うんですね、今までの選任者を見るときに。ですから、そういった場合は今までどういう基準で選んでいましたかということ質問しています。

○町長（武廣勇平君）

そこに要件は設けていないと思います。2つの経験が必要だとか、3つの経験が必要だとか、複合的な経験が必要だとかいうことは設けておりませんで、その事案事案に対して有識というふうに、学識経験というふうに資する御経験をその都度議会にお諮りして御了解をいただいていたというものでございます。

○2番（大川徹也君）

学識というものが必ずしも必要ではないと。その都度、その方々によって、その方の経歴が問題ないようなものであれば選任されるというふうに理解しました。

このときに、この各選任をされた方々の手続の流れですね。まず、どうしてこの方になるのか。つまり、どこかの団体から推薦があったのかとか、何かしらの推薦があったか、それとも公募をして応募されてきたのか、どういう流れでこれはなりますか。

○町長（武廣勇平君）

学識というものが不必要とは申し上げておりませんので、大川議員がどのように理解されるかは自由でございしますが、私どもは学識経験を有する方を都度都度提案しております。

また、今回の事案につきましても、行政の経験を私自身が様々な手段を使って情報を得、皆様方に学識経験ありと判断し提案したということでございまして、その様々な手段について手続論があるわけではございません。地域内の団体でそういった活動をされているお姿を拝見したりだとか、町民からの御意見をお聞きしたりだとか、各課の中でも有識者だということ声が上がったりだとか、都度都度、様々な形があると思いますけれども、そこに決まり等、基準等はなく、最終的に上峰町として町長が提案をするということが定められておまして、それは行政の今の在り方であると思いますし、今後ともそのような形で進めていくものだと理解をしております。

○2番（大川徹也君）

今、町長の答弁の中で、今このやり方があるべき姿であり、今後もそのようにしていくことでしたけれども、町長を個人の上峰町民を把握する能力、それはやはり限界があると思います。もちろん、町長が知っている町民の中で優れた方ということも多々おられるということだろうとは思いますが、やはり町長の目だけで選んでいく、それには私は限界があっ

て、今回も御本人は消極的であったということを伺いました。ですから、こういうものに関して公募をするということも、これは関連の質問というか、提案みたいになります、公募をするということは考えたことはないですか。

○町長（武廣勇平君）

公募をすることも別に否定をしておりませんし、私自身が最終的に選任するという機関の決定の話をしたわけであり、任用でありますので、任用者は上峰町長であり、提案者は上峰町長ということになりますので、その手順のお話をお問い合わせでしたので、その旨でお答えしました。

様々な情報を得る方法、人選の方法について、何か一つに限定しているわけではありませぬし、都度都度、適、不適を適宜判断していくということであろうかと思ひますし、今後ともそうあるべきだと思ひておりますので、変えるつもりはございませぬ。

○2番（大川徹也君）

選任するのが町長の仕事である、自治体のそういう執行の長ですから、その権限が、最終的には議会で承認が必要ということになりますので、最終的な権限がどこにあるかというのはちょっとここでははっきりと言えませぬけれども、今、町長が言った分で、私が決めると、最終的には議会じゃないかとも私は思ふわけですが。

それはちょっとさておき、そういうふうには町長の仕事の部分というのは当然そうあると思ひますよ、最終的にこういう人を推薦するという権限はあると思ひます。それは当然のこと、そこを聞いているわけじゃないんですね。

私が今回質問したのは、そういうふうにはやはり自分が把握する範囲の中で何とか見つけ出そうとかお願いしようとする、やはり先ほども話に上がったように、自分の体のこととか、自分のライフスタイルのこととか、いろいろな考えがあつて、やはり積極的になれない方にちょっと無理をしてお願いをするというよりも、幅広く公募など、こういう募つて、やる気がある方、そうした中で適任者というのを探していくと、推薦していくと、そういった形を取るほうが、私は今後継続的によい人材、そして、よい働きをしてもらうためにはいい方法じゃないかと思ふんですが、その質問をしたんですが、それについては今そういうつもりはないと、今までの方法でやるということの回答だったので、そういう理解でいいですか。

○町長（武廣勇平君）

何かやっぱり理解していただけないなと思ひます。私も公募を妨げてはおりませぬので、手段として様々な方法で選任をしていく機会を設けるということはあると思ひます。

今回のように、消極的な反応をされておられる方がいらした場合は、まず、ほかに有識者がいないか、それでもそうした方が見当たらない場合、公募等の手段を取る等も決して否定するものではありませんので、今後の方法として、これまで同様、その順序について別に定めをするわけでもなく、いろんな方法を通じて町として機関決定をしながら、議員の皆様方

に提案し、お決めいただくということは変わらないというふうに思っております。

○2番（大川徹也君）

今後も継続してやる気があって、そういった方についてはそのまま継続をしてと。そして、そうじゃない場合にまた別の方法、公募を含めた別の方法をまた考えるということでありましたけれども、今までの行政がどうだったかというのは私はよく分かりません。ただ、このような公的な業務に就いていただく場合というのは、私は幅広く募って、そして、その中から選定していくというほうが、例えば、本人がやる気があるかもしれませんが、町長だって、私たち議員だって、やる気があっても期間が4年というふうに決まっていて、そして、その中でまた信任されてやっていく、もしくはやる気があっても町民から信任をされない場合はやっていけない、こういう形になるわけですね。そうすると、新しく、私たち今こういう身分にない状態ですね、つまり町長職であったり、議員職であったり、いわゆる特別公務員という職にない人が、自分がやってみたい、やる気があると、そういう人たちというのはやっぱりいるわけですよ、いっぱいほかに。固定資産評価委員さんに関してあるかどうかは私は分かりません。しかし、ああ、やってみたいなど、こういう町の仕事に携わってみたいなどという人たちのそういう機会、チャンスをつくるために、私は公募というのはよい考えだと思っています。もし私がそういう立場だったらそういう考え、やりたいなどと思いますけど、町長、やっぱり公募というのを第一義的に考えるのはあまりよくないですか。

○町長（武廣勇平君）

公募というものを否定はしておりませんが、公募を第一義的に考えることは、制度上、私はふさわしくないのではないかと思います。公募をするということで広く人材を集める、そういう人材を集める必要性が出てきたときに、その公募の手段を取るということは大いに重要だし、私も以前、まちづくりについての委員会をつくろうとしたときに公募という手段を考えた時期はございましたし、今後ともそれを否定するものではないということ先ほどから強調しているわけであって、現状やられている方がそのまま再任の意向を示されたら、それからまず当たるべきだと思いますし、それにも勝るとも劣らない有識者がいらした場合は、それを選任することが公募が第一義的に来ることで妨げられてもいけないだろうということも申し上げております。

○2番（大川徹也君）

今、町長の理論でいくと、本人がやる気があって、そしてまた、体力的にも業務可能ということであれば、この理論からいくと、ずっとできるわけですよ。ずっと。そうすると、やってみたいと、やりたいと、そういう町民の機会を逸してしまうことになるわけですね。

ですから、私は——これってちなみに回数の制限とか年数の制限とかあるんですか、ちょっとまずそこを聞きます。

○町長（武廣勇平君）

ちょっとその年齢の制限についてあるなしは担当課からお話ししますが、現状有識者として認定をいただいた方が再任の意欲をお持ちな場合に、それを妨げることはできないんじゃないかと。議会についても御承認をいただいて、やる気、継続の意思をお持ちであれば、それを尊重していくということは一つ必要なのではないかと考えておりますし、何らかの瑕疵がない限りは、あるいは別の選任、勝るとも劣らない、そういう人選を考えたときには考えられるべきことかもしれませんけれども、それが公募が第一義的にあることでその人の意欲が減退することもあるのかなということも申し上げました。

公募であれば、首長の、何と申しますか、結局同じことだと思うんです。公募として広く人選をしながらも、最終的に提案者を決めるということにおいては、公募であろうと、首長の選任であろうと、機関からの推薦であろうと、団体からの提案であろうと、同じことなのではないかと。その人が適するのかわ、不適なのかわ、あるいは有識者なのかわ、学識経験者なのかわを町として長として判断し、機関決定するというものでございます。要するに、違いは、今ははっきりと分かりましたが、公募をかけることによって、その手続からこぼれてしまう人が増えるということになります。その行為自体を必要な場合と必要でない場合があるのではないかと私は思います。広く多くの人選をすることが必要な場合と、1名の人選をすることが必要な場合、公募という手段を使って広く人選をしながら、こぼれる人が出てくることを覚悟してでも人選をすべき分野と、時間とパワー、労力、こうしたことを勘案しながら、その都度都度、任用については手段を講じていくのが適切ではないかということも申し上げております。

○2番（大川徹也君）

町長の考えに関しては、町長はそれでいいと思っているからそういう発言になるんでしょうけれども、やはりどうしても私はこの議案を考えるときに、個人について、私はこの方をよく存じ上げませんので何とも言えないんですが、個人について今話をしているわけではなく、この選任の方法について話をしているわけで、例えば、今、町長の話の中で意欲がそがれるとか、公募にすることで今やっている人の意欲がそがれるとか、そういったことも実情あると思うんですけど、私たちも同じで、選挙とかで選ばれる人たちはそうで、やはりみんなそういったものはあると思います。

ただ、私が申し上げたいのは、例えば、最低何年とか、例えば、よくあるのが、国会の政党であれば、こういう役職は1期4年で何期までとか、改定があったりして1期1年で何期までとか、そういうのがあります。ですから、上峰町としてもこういったものを設け、なった人にも十分働きをなされるような、そういう機会を、つまり1期何年ができるとかですね、そういう保障みたいなものをしっかり作りつつ、そして、永続的に継続的にこういう重要なポストによい人材が就いてもらえるように、そういう公募をかけていくと、幅広い人材を募るために公募をかけていくと、そういったものが私はどうかということも質問しましたけ

れども、町長の考えがそういうふうで変わらないということなので、この質問は終わります。

○町長（武廣勇平君）

本当に毎回極端な解釈をされるので申し上げますが、公募を否定するものではありませんが、公募という手段を使う場面というのは首長の裁量によって決めるべきだと申し上げています。1名の人選をするべきところに広く公募を募り、99名をその機会からこぼれるようなことに対して、それを第一義的に公募という手段を持ってこいというお話でしたので、それは極端な話ではありませんかということをお願いしているわけでございます。

今議論しているのは裁量権の範囲内の話です。こうあるべきという考え方を議員がおっしゃって、私は今一般的な任用の仕方についての行政の考え方を基に御提示申し上げました。決して公募を否定しているものではありませんし、公募を否定したかのような捉え方をしながら誤導につながってはいけないと思いますので、あえて強調をしておきたいと思います。第一義的に公募を持ってくるというのは適切ではないと。これはどの行政でも同じように考えるのではないかと私は思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第58号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案審議の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしということで、11時10分まで休憩いたします。休憩。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして議案審議を再開いたします。

日程第9 議案第59号

○議長（中山五雄君）

日程第9．議案第59号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第9号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（原田 希君）

すみません、説明書、説明書といいますか、臨時議会でもあったと思いますが、給付の方

法ですね。臨時議会の分に関しましては申請が必要ない方に対して既に案内が行っているところもあると思うんですが、今回これが認められた場合、分けての給付になるものなのか。それからあと、申請が必要な方も受付時期といいますか、どれぐらいから始まって、どれぐらいの期間で、そこに関しても一括なのか分けてなのか、そこら辺のちょっと説明をお願いします。

○住民課長（扇 智布由君）

議員御質問のところでございますが、支給対象者には既に12月10日に50千円給付の通知文を発送しております。今回承認をいただきましたら、準備が整い次第、直ちに100千円一括での給付の通知を再発送する予定でございます。

また、申請が必要な方に関しましてですけれども、こちらは支給の予定でございますが、こちらに関しましては年明け、申請受付後、順次支給を予定しております、こちらも100千円一括現金のほうを予定しております。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（寺崎太彦君）

今回子育て世帯特別給付金ということなんですけれども、この対象者は何名ぐらいおられますか。

○住民課長（扇 智布由君）

対象児童といたしましては2,041人を予定しております、受給者といたしましては1,320名を予定しております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

先ほど同僚議員が言われたんですけど、子ども手当をされているところは何かすぐ行くという話なんですけれども、高校生以上も何か年内に給付をされるのか。また、高校生以上やったら来年、さっき原田議員が言われたとおりなんですかね。ちょっともう一度説明を。

○住民課長（扇 智布由君）

支給の期日でございますけれども、高校生の対象の方とか公務員の方とかは基本申請方式となりますので、年明け以降になるかなと思っております。

ただ、児童手当と高校生が御兄弟でいらっしゃる場合があると思いますけれども、そちらの方に関しましては申請は求めずに、年内に支給ができるものかと考えております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありません。

○2番（大川徹也君）

先ほど、まず、自分の質問もあったんですが、さっき同僚質問の中で理解が及ばなかったものが1点ありますので、先にそれを質問します。

子育て世帯臨時特別給付金で1,320名が対象になるということで理解しましたが、その前に2,041名という言葉も出てきたんですが、数字が出てきましたが、2,041名と1,320名、これはどういう違いがありましたですか。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の御質問でございますが、2,041名と申しましたのは対象児童の数でございます。受給者といたしましては保護者の方の人数になるかと思っておりますので、1,320名ほどと予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

今回政府の施策の執行方法の変更により、50千円現金プラス50千円クーポン券での支給が、そのクーポン券でもいいけれども、残り50千円をクーポン券でもいいけれども、現金でもいいですよと、そういう選択肢が増えたことによる変更ということですけども、これはクーポン券じゃなくて現金に変更した、その理由は何でしょうか。

○住民課長（扇 智布由君）

クーポンにしなかった理由でございますが、報道等でも言われていることかと思えますけれども、まず、事務費が軽減できるということと、また、給付を受ける世帯の利便性に配慮できるかと思っております。また、給付の迅速化が図れるということを鑑みまして、現金100千円を一括で給付することといたしました。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

いいですか。

○2番（大川徹也君）

事務費の軽減、利便性、ここでいうと、いわゆる給付のスピードということに限られてくるかなと思うんですけども、これを受給する家庭としては非常にありがたいと思えますし、これを望んでいる方々が多いということは承知した上で改めて問いますが、クーポンにする理由の一つとして、この100千円というのが、クーポンは50千円分ですけども、これが本当に児童のために適切に使われるようにということで、そういった意味合いも込めてクーポンに、そして、それがその经济圈というんでしょうか、自治体のお店、自治体の中でお金が回るようにというような、そういう趣旨もあったというふうに思います。

つまり、そういう親御さんはいらっしゃらないだろうと思いますけれども、そのお金が御自分の、もしかしたら遊興費とか、あるいはギャンブルとか、あるいはそのほかのもの、子供に使われずにそういうふうに使われてしまうようなおそれもあるというところに関して、そういったところについては何かしら検討はされたかどうか、その辺をちょっとお伺いします。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の御質問でございますが、私どももそういったことを随分考えて検討したところでございます。ただ、例えば、通知文の中に、この給付金については子育てのための給付金として国より支給されているものですというような文言を入れるなり、そういったことで御協力をしていただけるよう、こちらのほうも問いかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第59号の質疑を終結いたします。

日程第10 諮問第1号

○議長（中山五雄君）

日程第10. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（大川徹也君）

これは議案第58号の上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてと質問の趣旨としては同じでございます。

今回、鶴田正彦様を御推薦をされていますが、この選任の基準を教えてください。

○総務課長（矢動丸栄二君）

まず、推薦につきましてですけれども、上峰町長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなくてはならないという項目の中からの推薦になります。

以上です。

○2番（大川徹也君）

今度は推薦の流利的なことでありましてけれども、これは町長に質問ですが、この考え方

も議案第58号と同様の考え方を持っているということで理解してよろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

これは法務省の人権擁護委員ということでございます。私が今回鶴田氏を提案している理由は、教育者であり、地域のことについて熱心に取り組まされていたと、区長としても御活躍をされていたと、記憶を基に当たったということでございます。

手続については、広く一般的な行政の任用の仕方では任用しているものと私自身は自負しております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

考え方が基本的に議案第58号と同様ということで理解しましたので、結構です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、諮問第1号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって12月16日は休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、12月16日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。大変お疲れさんでした。

午前11時22分 散会